資料２

人権課題の現状に係る各種データ等

庁議資料「平成 31 年度　狛江市におけるいじめ・不登校等の調査結果について」　より抜粋

◇子ども

○いじめの認知件数の推移（狛江市）

小学校						
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
17	4	15	25	22	25	19

中学校						
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
30	32	15	9	8	14	25

【小学校の報告の内、高学年が半数以上を占める。様態として「仲間外れにする」「陰口を言う」等のものが多い。】

【中学校では増加傾向にあるが、いじめの発見のきっかけが、学級担任によるものやいじめに関するアンケート調査によるものが多く、いじめの早期発見に向けた取組がより推進したことが分かる。】

○不登校児童・生徒の割合の推移（狛江市）

小学校						
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0.44%	0.50%	0.43%	0.43%	0.70%	0.82%	0.91%

中学校						
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
2.91%	3.27%	3.31%	3.53%	4.55%	4.55%	4.51%

【小学校の内、不登校の主たる要因として最も多かったのが「無気力、不安」で、次に「友人関係をめぐる問題」であった。】

【中学校の最多は「友人関係をめぐる問題」で、次に「学業の不振」が多かった。】

「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（東京都）　について　より抜粋

暴力行為の状況（発生件数）

○令和元年度における暴力行為の発生件数は、２，３５５件で あり 、平成３０年度と 比較すると、２４１件減少した。
○平成２５年度から令和元年度までの推移を見ると、小学校における暴力行為が大幅に増加しており、平成２６、令和元年度を比較すると、３．２倍となっている。中学校、高等学校はゆるやかな減少傾向にある。（中学校：３割減、高等学校：４割減）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	552	327	447	671	760	983	1040
中学校	1,810	1,619	1,787	1,672	1,438	1,593	1,296
高等学校	2,394	1,979	2,260	2,370	2,217	2,596	2,355
計	2,394	1,979	2,260	2,370	2,217	2,596	2,355

いじめ（認知件数）

○令和元年度のいじめの認知件数は、64,579 件であり、前年度の 1.24 倍となっている。平成 27 年度から全校種において増加傾向で、平成 27、令和元年度を比べると、小学校は 16.1 倍中学校は 2.6 倍、高等学校は 3.2 倍、特別支援学校は 3.4 倍である。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	5,581	4,993	3,557	13,948	25,837	45,192	57,427
中学校	3,854	3,255	2,697	4,029	5,017	6,482	6,968
高等学校	181	127	46	145	147	201	147
特別支援学校	42	22	11	34	48	37	37
計	9,658	8,397	6,311	18,156	31,049	51,912	64,579

いじめの状況

○小・中学校、高等学校においては、認知したいじめの半数以上を学校の教職員等が発見している。（小学校 75.6%、中学校 64.9%、高等学校 55.1%）

○いじめの発見のきっかけで一番多いのは、小・中学校、高等学校は「アンケート調査など学校の取り組みにより発見」（小学校 62.3%、中学校 50.1%、高等学校 34.0%）、特別支援学校は「本人からの訴え」（67.6%）

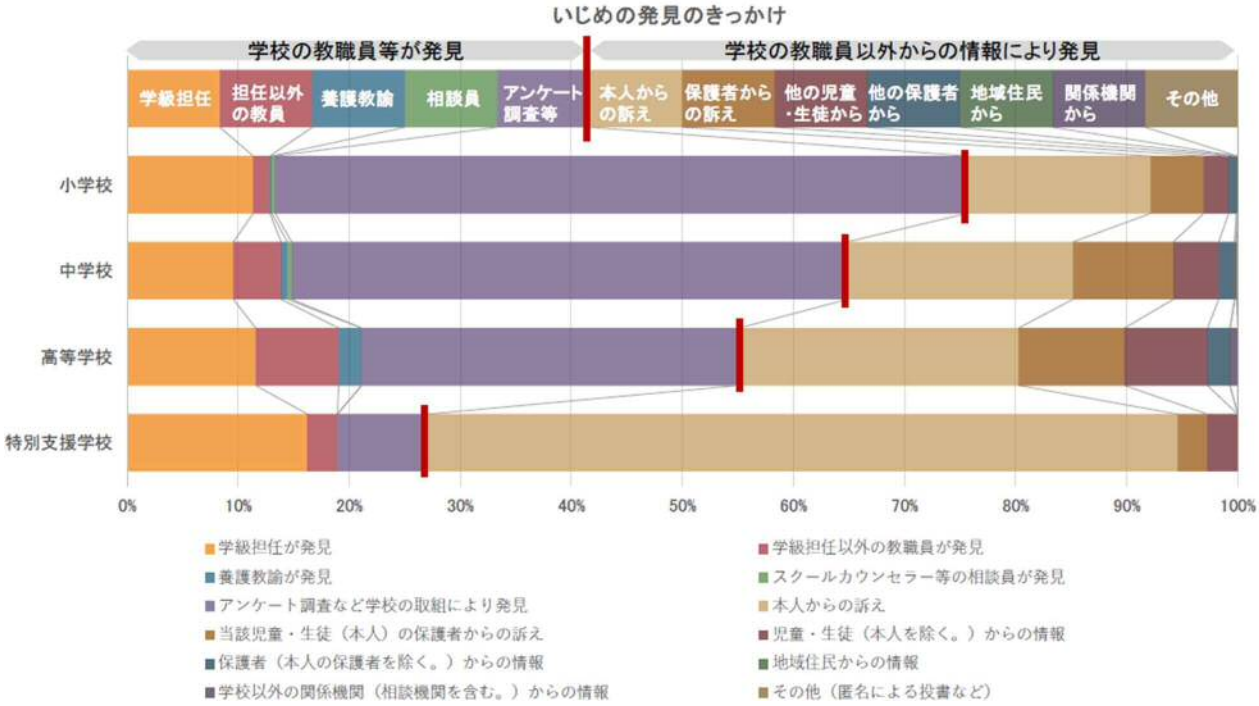

いじめられた児童・生徒の相談状況

○いじめられた児童・生徒の相談状況については、いずれの校種においても「学級担任に相談」が一番多くなっている。（小学校 91.6%、中学校 78.1%、高等学校 59.2%、特別支援学校 97.3%）

○「誰にも相談していない」が、1,289 件（2.0%）となっている。（小学校 936 件：1.6%、中学校 342 件：4.9%、高等学校 11 件：7.5%、特別支援学校 0 件：0%）

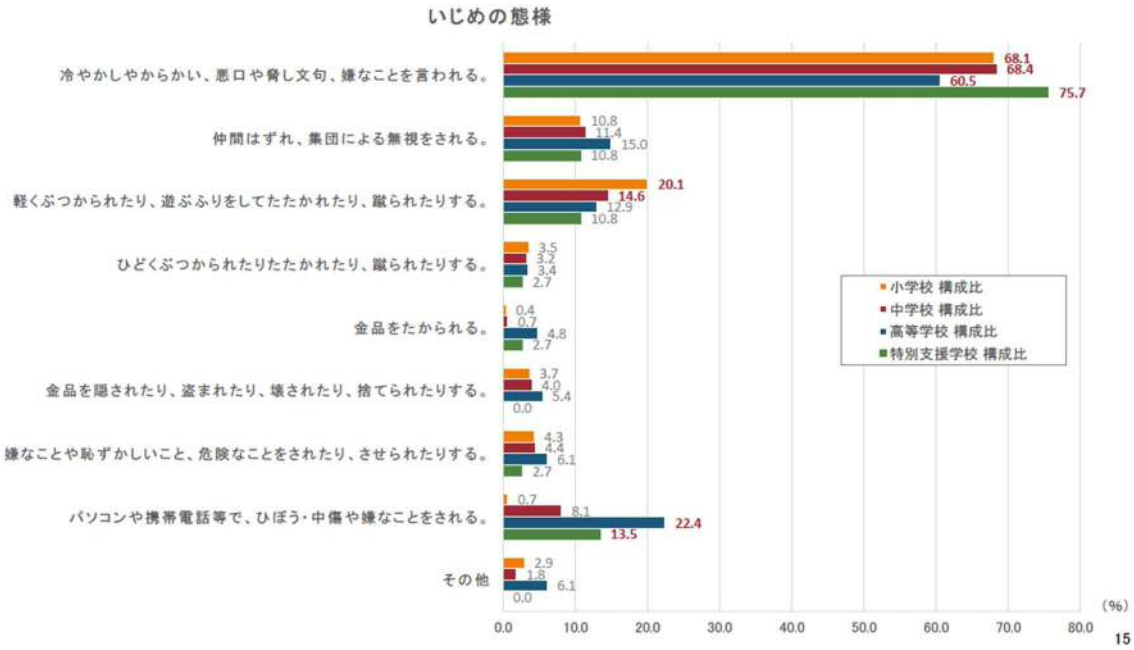

小・中における長期欠席児童・生徒数

○長期欠席児童・生徒のうち、不登校児童・生徒数は小学校 5,217 人、中学校 10,851 人の合計 16,068 人であり、平成 30 年度と比較して小・中学校ともに増加している。

項目 ※( )はH30	病気	経済的理由	不登校	出現率(%)	その他	計
小学校	1,939 (2,072)	0 (0)	5,217 (4,318)	0.88 (0.74)	1,819 (1,475)	8,975 (7,865)
中学校	1,718 (1,664)	0 (0)	10,851 (9,870)	4.76 (4.33)	874 (804)	13,443 (12,338)
計	3,657 (3,736)	0 (0)	16,068 (14,188)	1.96 (1.75)	2,693 (2,279)	22,418 (20,203)

◇欠席理由について

【病気】本人の心身の故障等(けがを含む。)による入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者

【経済的理由】家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者

【不登校】何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者

【その他】上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者

不登校の要因

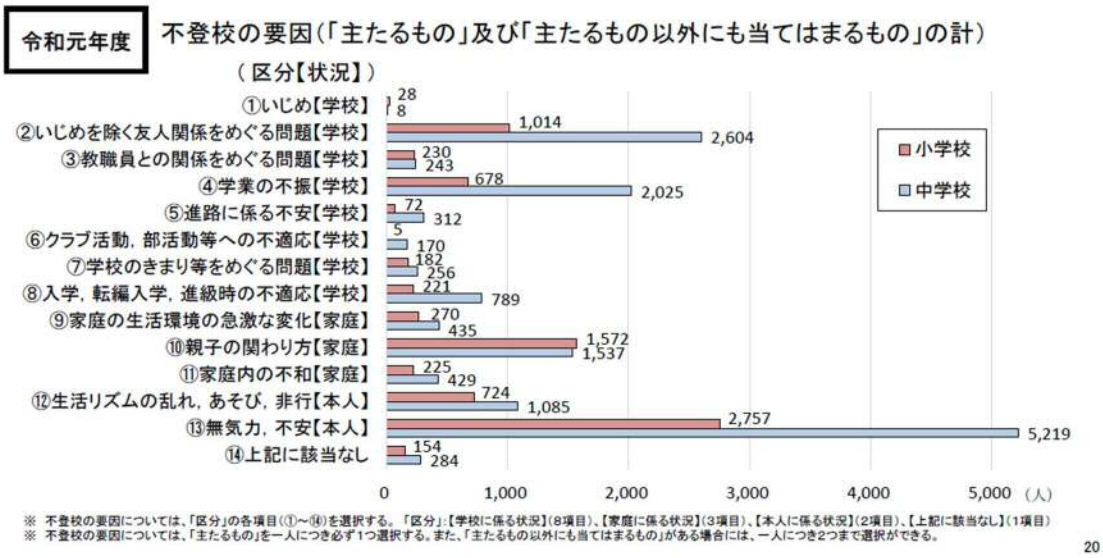

高等学校における長期欠席生徒数

高等学校における長期欠席者数の状況

項目	長期欠席者数	出現率(%)
全日制	2,148 (2,050)	1.7 (1.6)
定時制	3,315 (3,558)	30.4 (30.9)

長期欠席の理由と割合　　表中［　］は中途退学者数に対する割合

項目	病 気	経済的理由	不登校	その他
全日制	704(607) 32.8%[29.6%]	9(4) 0.4%[0.2%]	1,015(1,066) 47.3%[52.0%]	420(373) 19.6%[18.2%]
定時制	372(330) 11.2%[9.3%]	73(25) 2.2%[0.7%]	2,017(2,188) 60.8%[61.5%]	853(1,015) 25.7%[28.5%]

＊高等学校の長期欠席者数は、理由別に「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の合計数である。

中途退・原級留置者数

高等学校における中途退学者数の状況

項目	中途退学者数	退学率(%)
全日制	1,278（1,289）	1.0（1.0）
定時制	887（997）	8.1（8.7）

高等学校における原級留置者数（単位制を除く）

項目	原級留置者数	対生徒比率(%)
全日制	186（281）	0.2（0.3）
定時制	64（135）	1.9（3.0）

中途退学の主な理由

項目	学校生活・学業不適応	進路変更	学業不振
全日制	506(389) 39.7%[30.2%]	324(349) 25.4%[27.1%]	298(412) 23.4%[32.0%]
定時制	363(441) 40.9%[44.2%]	281(328) 31.7%[32.9%]	78（72） 8.8%[7.2%]

表中［　］は中途退学者数に対する割合

中途退学者数・退学率の推移

厚生労働省「令和２年度児童虐待相談対応件数」より抜粋

児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

1．令和２年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

令和２年度中に、全国220か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は205,029件（速報値）で、過去最多。

※ 対前年度比＋5.8%（11,249件の増加）（令和元年度：対前年度比＋21.2%（33,942件の増加））
※ 相談対応件数とは、令和２年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。
※ 令和２年度の件数は、速報値のため今後変更がありうる。

2．児童虐待相談対応件数の推移

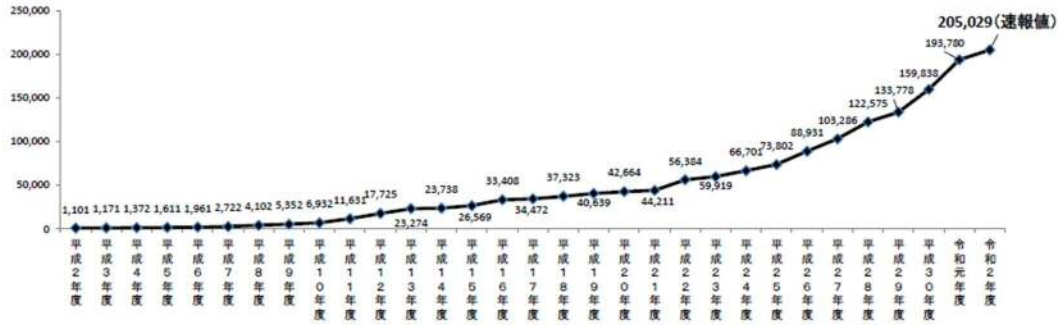

年　度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度（速報値）
件　数	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,029
対前年度比	+3.6%	－	－	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%

（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

3．主な増加要因

○ 心理的虐待に係る相談対応件数の増加（令和元年度： 109,118件→令和２年度：121,325件（＋12,207件））
○ 警察等からの通告の増加（令和元年度： 96,473件→令和２年度：103,619件（＋7,146件））

（令和元年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体からの聞き取り）
○ 心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加。

1

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 令和2年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総　数
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%)	29,479(18.4%)	1,730(1.1%)	88,391(55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度	49,240(25.4%)	33,345(17.2%)	2,077(1.1%)	109,118(56.3%)	193,780(100.0%)
令和2年度（速報値）	50,033(24.4%)（+793）	31,420(15.3%)（-1,925）	2,251(1.1%)（+174）	121,325(59.2%)（+12,207）	205,029(100.0%)（+11,249）

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。
※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

4

「こまえ　子ども・若者応援プラン」　より抜粋

○児童虐待対応件数の推移（狛江市）

被虐待相談						
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
31	38	40	43	59	56	59

内容別児童虐待対応件数　※（　）内は非該当件数

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
身体的虐待	21	26（8）	15（6）	25（10）	13	19	21（3）
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	6	4	5	1	7（4）	9（3）	9（3）
心理的虐待	3	6	20	14	39（17）	27（8）	27（7）
性的虐待	1	2	0	3	0	1	2
合計	31	38	40	43	59	56	59

養護その他相談						
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
7	11	20	7	7	12	25

		令和2年度SSW実績		
		対応件数		
		小学校	中学校	合計
主訴別対応件数	不登校	2	18	20
	ひきこもり	1	0	1
	いじめ	0	0	0
	養育困難	9	2	11
	虐待	10	0	10
	問題行動	0	0	0
	発達・疾患	1	0	1
	非行	0	0	0
	DV	0	0	0
	関係調整	1	2	3
	連携依頼	0	0	0
	資源紹介	3	3	6
	進路	0	5	5
	その他	2	1	3
合計		29	31	60

※SSW…スクールソーシャルワーカー

		令和2年度中SC 対象者別相談回数(うち、性的な被害の相談回数)															
		児童・生徒				保護者				教職員				その他			
		相談回数				相談回数				相談回数				相談回数			
			新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる数	性的被害	割合(%)		新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる数	性的被害	割合(%)		新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる数	性的被害	割合(%)		新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる数	性的被害	割合(%)
内容別相談回数	①長期欠席・不登校	211 回	(0 回)	(0 回)	21.6%	281 回	(5 回)	(0 回)	47.7%	406 回	(3 回)	(0 回)	25.2%	24 回	(1 回)	(0 回)	34.8%
	②いじめ	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%	10 回	(0 回)	(0 回)	0.6%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%
	③友人問題	67 回	(0 回)	(0 回)	6.9%	16 回	(0 回)	(0 回)	2.7%	65 回	(0 回)	(0 回)	4.0%	1 回	(0 回)	(0 回)	1.4%
	④問題行動等 暴力行為	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%	1 回	(0 回)	(0 回)	0.2%	5 回	(0 回)	(0 回)	0.3%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%
	④問題行動等 非行・不良行為	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%	1 回	(0 回)	(0 回)	0.2%	5 回	(0 回)	(0 回)	0.3%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%
	⑤情緒不安定	67 回	(22 回)	(0 回)	6.9%	30 回	(2 回)	(0 回)	5.1%	101 回	(0 回)	(0 回)	6.3%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%
	⑥性格・行動	158 回	(0 回)	(0 回)	16.2%	110 回	(1 回)	(0 回)	18.7%	383 回	(0 回)	(0 回)	23.8%	2 回	(0 回)	(0 回)	2.9%
	⑦生活習慣	19 回	(6 回)	(0 回)	1.9%	10 回	(0 回)	(0 回)	1.7%	9 回	(0 回)	(0 回)	0.6%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%
	⑧身体・健康	17 回	(2 回)	(0 回)	1.7%	8 回	(0 回)	(0 回)	1.4%	57 回	(0 回)	(0 回)	3.5%	1 回	(0 回)	(0 回)	1.4%
	⑨学習・進学	25 回	(0 回)	(0 回)	2.6%	15 回	(0 回)	(0 回)	2.5%	43 回	(0 回)	(0 回)	2.7%	7 回	(0 回)	(0 回)	10.1%
	⑩家庭・家族	72 回	(0 回)	(2 回)	7.4%	19 回	(0 回)	(0 回)	3.2%	178 回	(0 回)	(2 回)	11.0%	1 回	(0 回)	(0 回)	1.4%
	⑪虐待	8 回	(0 回)	(0 回)	0.8%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%	12 回	(0 回)	(0 回)	0.7%	2 回	(0 回)	(0 回)	2.9%
	⑫対教師	17 回	(0 回)	(0 回)	1.7%	13 回	(0 回)	(0 回)	2.2%	38 回	(0 回)	(0 回)	2.4%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%
	⑬部活動等	8 回	(0 回)	(0 回)	0.8%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%	6 回	(0 回)	(0 回)	0.4%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%
	⑭自己理解	84 回	(0 回)	(0 回)	8.6%	1 回	(0 回)	(0 回)	0.2%	9 回	(0 回)	(0 回)	0.6%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%
	⑮子育て	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%	28 回	(0 回)	(0 回)	4.8%	1 回	(0 回)	(0 回)	0.1%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%
	⑯発達障害	37 回	(0 回)	(0 回)	3.8%	55 回	(2 回)	(0 回)	9.3%	151 回	(0 回)	(0 回)	9.4%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%
	⑰カウンセリングの方法	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%	1 回	(0 回)	(0 回)	0.2%	74 回	(0 回)	(0 回)	4.6%	1 回	(0 回)	(0 回)	1.4%
	⑱学校外との連携	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%	2 回	(0 回)	(0 回)	0.1%	26 回	(0 回)	(0 回)	37.7%
	⑲話相手	92 回	(0 回)	(0 回)	9.4%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%
	⑳貧困の問題	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%
	㉑その他(行動観察等)	93 回	(0 回)	(0 回)	9.5%	0 回	(0 回)	(0 回)	0.0%	56 回	(0 回)	(0 回)	3.5%	4 回	(0 回)	(0 回)	5.8%
合計		975 回	(30 回)	(2 回)	100%	589 回	(10 回)	(0 回)	100%	1611 回	(3 回)	(2 回)	100%	69 回	(1 回)	(0 回)	100%

※SC…スクールカウンセラー

「平成 31 年度　所報」狛江市教育研究所　より抜粋

(3) 教育相談室の相談件数

①来所相談（面接）

就学前の５歳児や小・中学生の悩みや心配事について、本人・保護者・関係者の相談を心理の相談員（臨床心理士）や発達・ことばの相談員が相談に応じます。

相談件数は増加傾向にあり、平成31（2019）年度は391件となっています。（表2-5）

表2-5 来所相談の件数

（単位：件）

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
不登校	36	25	30	35	40	41
発達言語	150	155	158	186	212	230
いじめ	5	5	2	0	0	0
性格・行動	65	67	69	63	74	72
精神・身体	9	5	9	11	9	1
進路・適性	12	20	29	40	41	41
家庭環境	2	1	2	3	5	6
その他	2	0	1	2	0	0
合計	281	278	300	340	381	391

出典：「平成31年度　所報」狛江市教育研究所

令和２年版　「人権教育・啓発白書」
令和元年度人権教育及び人権啓発施策　より抜粋

（法務省人権擁護局の資料による）

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
学校における いじめ	3,883	3,371	3,169	2,955	2,944
教職員による体罰	494	448	263	201	141
児童に対する 暴行・虐待	699	586	486	453	413

（法務省人権擁護局の資料による）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
子どもの人権 110 番相談件数	25,195	23,317	22,122	21,351	21,130

（法務省人権擁護局の資料による）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
子どもの人権 SOS ミニレター相談件数	19,107	16,845	16,005	14,410	15,594

【平成 30 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は 7 万 2,940 件（対前年比 15.2%増）と依然として憂慮すべき状況がみられ、また、いじめの認知件数は 54 万 3,933 件（同 31.3%増）となり、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、教育上の大きな課題となっている】

【令和元年度に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は、266 人（対前年比 16.2%増）であった。内訳としては、小学生 66 人（同 4.3%減）、中学生 140 人（同 25.0%増）、高校生 60 人（同 25.0%増）となっている】

【令和元年 12 月には、国公私立学校における体罰の実態についてまとめた調査結果を公表した。この結果では、体罰により懲戒処分等を受けた者は 767 人で、前年度の 773 人から、６人減少している。】

令和２年版　「人権教育・啓発白書」
令和元年度人権教育及び人権啓発施策　より抜粋

◇女性

（法務省人権擁護局の資料による）

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
女性に対する暴行・虐待	1,884	1,776	1,386	1,182	947

・法務省の人権擁護機関が女性に対する暴行・虐待に関して，新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数

（内閣府の資料による）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	102,963	111,172	106,367	106,110	114,481

・配偶者からの暴力について相談することができる窓口

法務省「令和２年における『人権侵犯事件』の状況について（概要）
～法務省の人権擁護機関の取組～　より抜粋

・「女性の人権ホットライン」統計資料

○　各年の利用件数と主な相談内訳（平成２８年～令和２年）

相談内訳	平成２８年	平成２９年	平成３０年	平成３１年 令和元年	令和２年
①暴行・虐待	1,591	1,108	1,006	905	733
②強制・強要（セクハラ・ストーカー除く）	1,202	1,068	839	783	583
③セクハラ	368	338	496	649	428
④ストーカー	321	346	395	365	279
⑤その他	15,824	16,796	16,415	14,626	12,301
合計（件）	19,306	19,656	19,151	17,328	14,324

注）①から④までの件数は，女性を被害者とする相談の件数を計上している。

平成 31 年度「狛江市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」より抜粋

Qあなたは、次のような分野における男女の地位は平等になっていると思いますか。

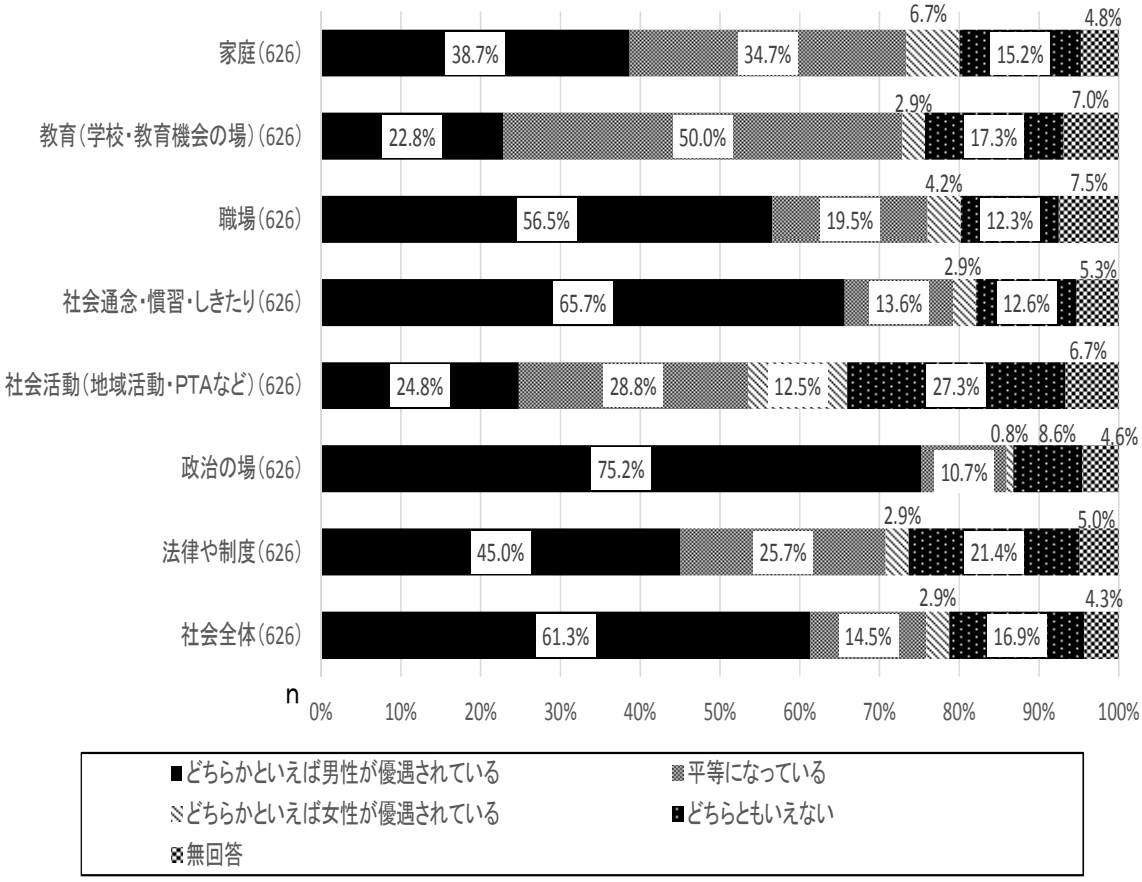

Ｑあなたは、家庭内での役割についてどのように担うのがよいと思いますか。

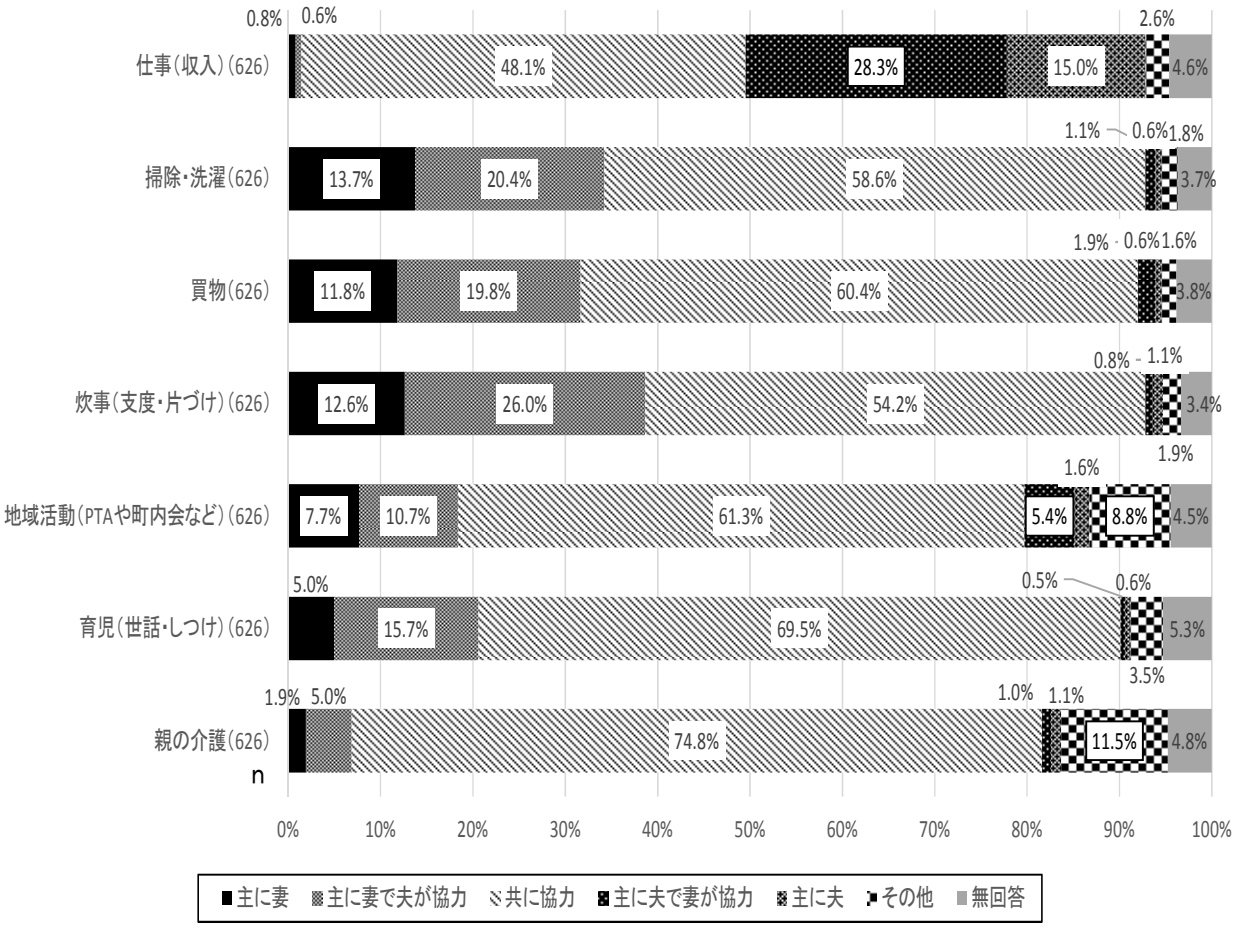

Qあなたが現在就労している所では、仕事の内容や待遇面で次のようなことがありますか。

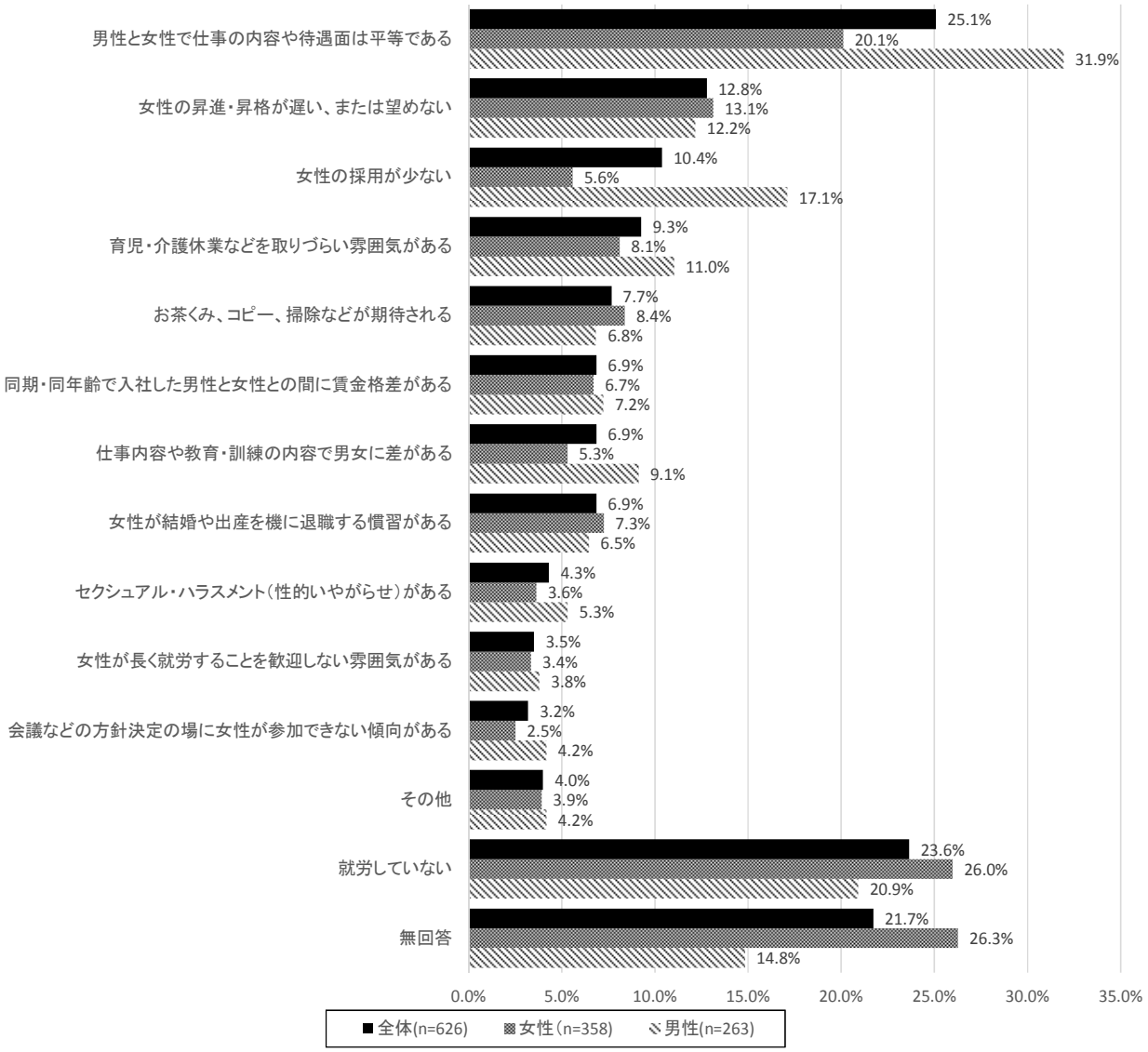

Ｑあなたは、これまでに配偶者（事実婚や別居、離別を含む）や交際相手から次のことをされたことがありますか。

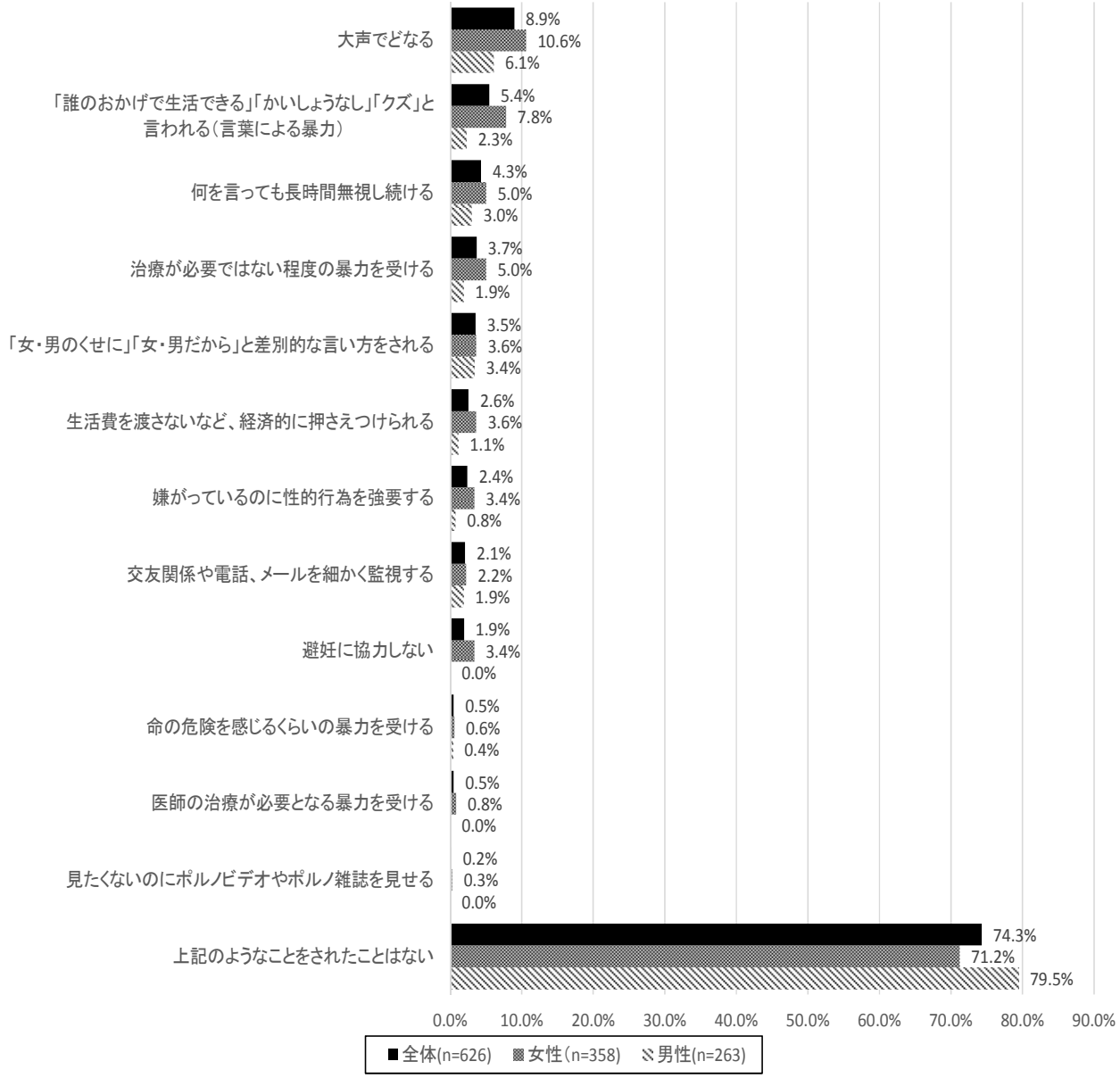

Ｑセクシュアル・ハラスメントは、職場等において、性的な言動により相手を不快にさせたり、相手の意に反して性的な行為を強要したりする状態です。あなたは、次のような行為を受け、不快な思いをしたことがありますか。

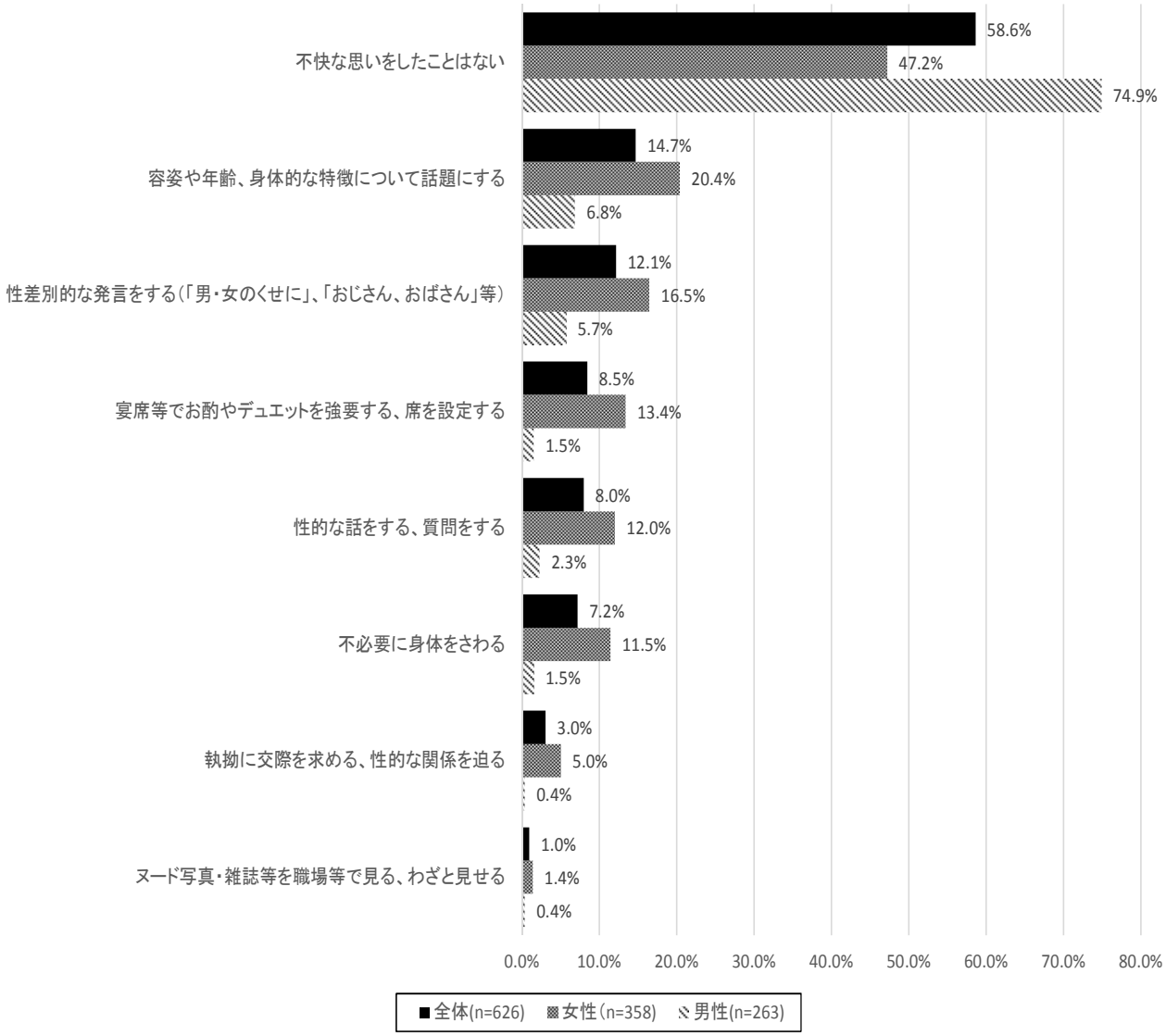

○ＤＶに関する相談件数の推移

	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年	Ｒ２年
母子・女性相談 （子ども政策課）	38（0）	36（0）	37（0）	37（0）	35（0）	39（0）	39（１）
女性のためのカウンセリング相談 （政策室）	6	3	2	2	0	1	1

※各年度末現在、延べ件数、（　）は男性からの相談

◇障がいのある人

「あいとぴあレインボープラン」より抜粋

※各年度末現在
※各年度（平成25（2013）年度を除く。）、身体障害者手帳所持者数は、障がい児所持者数を除く所持者数
※平成25（2013）年度のみ障がい児（46人）を含む。

手帳所持者数	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
身体障がい者(児)	1,993	1,920	1,948	1,935	1,951	1,928	1,915
知的障がい者(児)	379	390	401	412	427	418	427
精神障がい者(児)	258	263	217	294	347	355	372

(2) 自立支援医療受給者

自立支援医療受給者数は増加傾向にあり、平成30（2018）年度は1,447人となっています。

図2-11 自立支援医療受給者数の推移

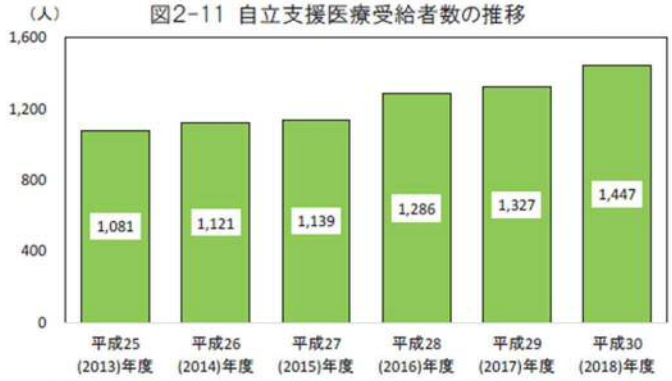

※各年度末現在

図2-24 日々の生活での悩みや不安（全体：複数回答）
【障がいのある方等調査（18歳未満）】

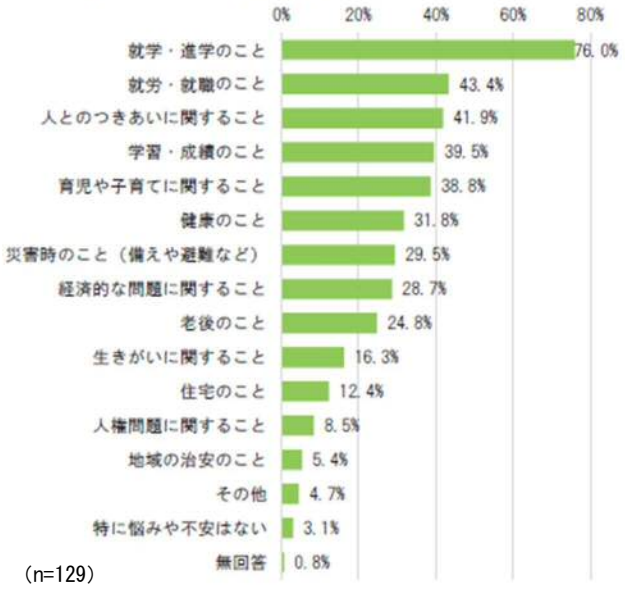

（n=129）

対象：サービス利用者、難病患者、自立支援医療受給者
期間：令和元年 12 月中旬～令和２年１月
方法：郵送による

【障がいのある方等調査（18歳以上）】

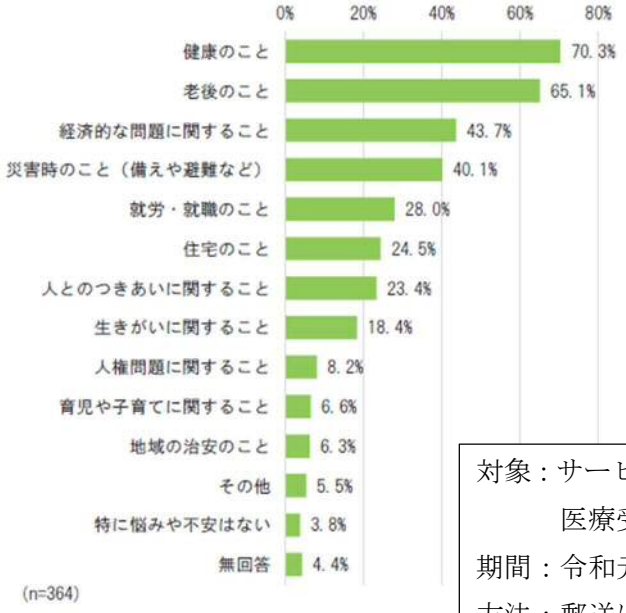

対象：サービス利用者、難病患者、自立支援医療受給者
期間：令和元年 12 月中旬～令和２年１月
方法：郵送による

差別を感じたり嫌な思いをしたりした経験について、障がいのある方等調査（18歳以上）では48.3%、障がいのある方等調査（18歳未満）では45.7%が「ある」と答えています。（図2-29）

図2-29 差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがあるか（全体）

【障がいのある方等調査（18 歳以上）】

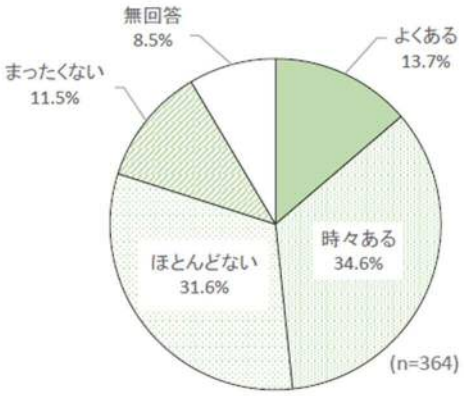

【障がいのある方等調査（18 歳未満）】

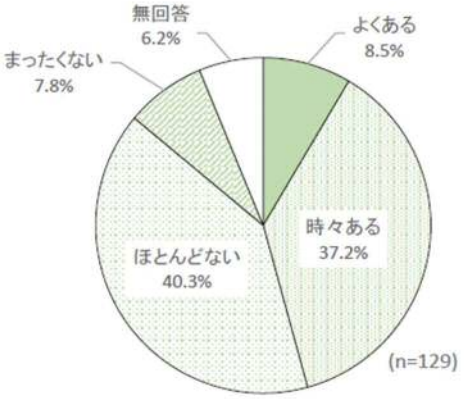

対象：サービス利用者、難病患者、自立支援医療受給者
期間：令和元年 12 月中旬～令和２年１月
方法：郵送による

図4-9 今後力を入れるべき障がい福祉サービス等（全体：複数回答（3つまで））

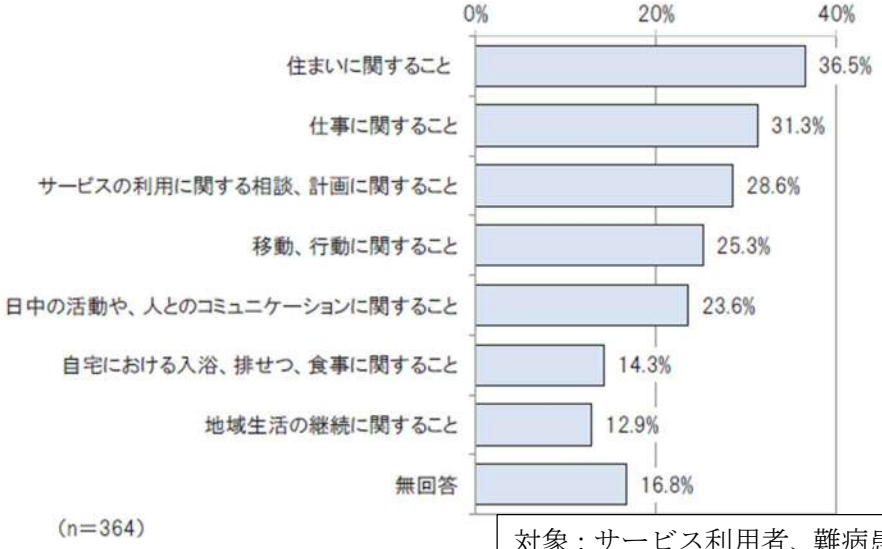

対象：サービス利用者、難病患者、自立支援医療受給者
期間：令和元年 12 月中旬～令和２年１月
方法：郵送による

図2-18 虐待に関する相談件数（児童、高齢者及び障がい者）の推移

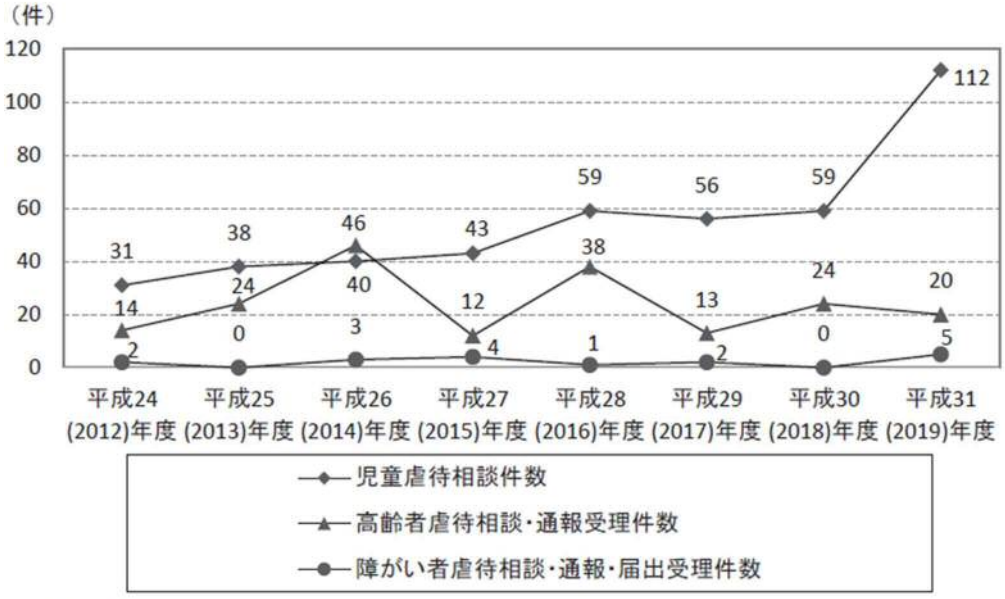

※各年度末現在

令和２年版　「人権教育・啓発白書」
令和元年度人権教育及び人権啓発施策　より抜粋

（法務省人権擁護局の資料による）

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
障がいのある人に対する差別待遇	265	286	272	235	163
障がい者福祉施設における人権侵犯	77	63	49	40	38

◇高齢者

「あいとぴあレインボープラン」より抜粋

図3-1 年齢4区分別人口、表3-1 高齢化率の推移

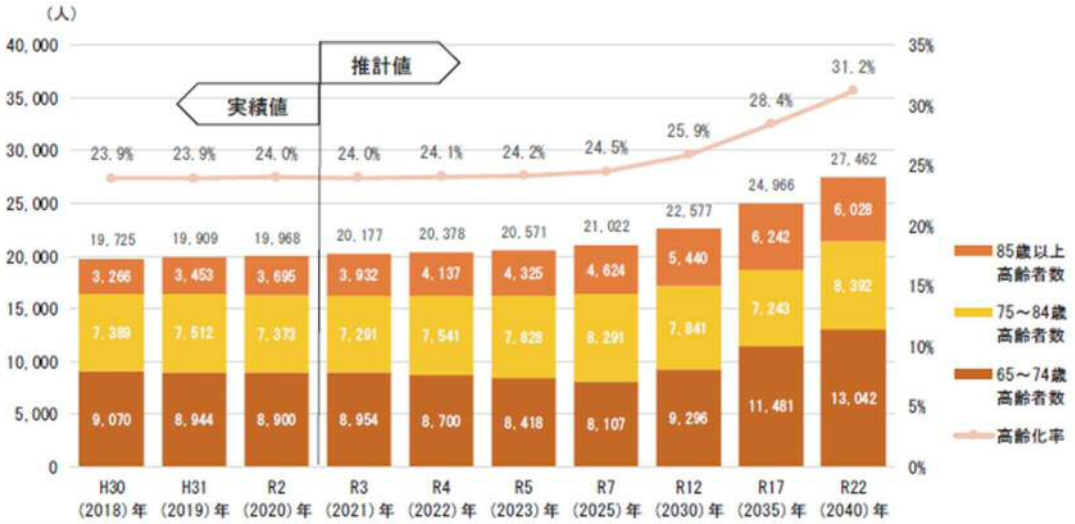

※令和２(2020)年までは「狛江市住民基本台帳」（各年10月１日現在）
※令和３(2021)年以降の推計値は、令和２(2020)年８月の住民基本台帳人口をもとにコーホート要因法により推計した。
※令和３(2021)年以降の推計値は端数処理により合計が一致しない場合がある。

	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R7年	R12年	R17年	R22年
0～14歳	11.7%	11.8%	11.9%	12.0%	12.1%	12.1%	12.2%	11.9%	11.3%	10.8%
15～64歳	64.4%	64.2%	64.2%	64.0%	63.8%	63.7%	63.3%	62.2%	60.3%	58.0%
65歳以上	23.9%	23.9%	24.0%	24.0%	24.1%	24.2%	24.5%	25.9%	28.4%	31.2%
75歳以上	12.9%	13.2%	13.3%	13.3%	13.8%	14.3%	15.0%	15.2%	15.4%	16.4%
85歳以上	4.0%	4.2%	4.4%	4.7%	4.9%	5.1%	5.4%	6.2%	7.1%	6.8%

表3-3 認知症高齢者の日常生活自立度（第1号及び第2号被保険者、日常生活圏域別）

		平成31（2019）年度	あいとぴあエリア		こまえ苑エリア		こまえ正吉苑エリア	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
自立		1,164	341	29.3%	493	42.4%	330	28.4%
Ⅰ		944	286	30.3%	376	39.8%	282	29.9%
Ⅱ	Ⅱa	492	151	30.7%	193	39.2%	148	30.1%
	Ⅱb	786	238	30.3%	292	37.2%	256	32.6%
Ⅲ	Ⅲa	659	203	30.8%	256	38.8%	200	30.3%
	Ⅲb	197	67	34.0%	67	34.0%	63	32.0%
Ⅳ		503	152	30.2%	174	34.6%	177	35.2%
M		77	22	28.6%	23	29.9%	32	41.6%
計		4,822	1,460	30.3%	1,874	38.9%	1,488	30.9%

※平成31（2019）年度末現在の高齢者人口は19,943人
※出典：平成31（2019）年度末現在。非該当認定者数を含み、住所地特例者は含まない。

（参考）認知症高齢者の日常生活自立度

ランク		判定基準
Ⅰ		何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ		日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
	Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅲ		日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
	Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
	Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅳ		日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M		著しい精神症状、問題行動又は重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

図3-12 地域づくりの活動にお世話役として参加してみたいか（全体）

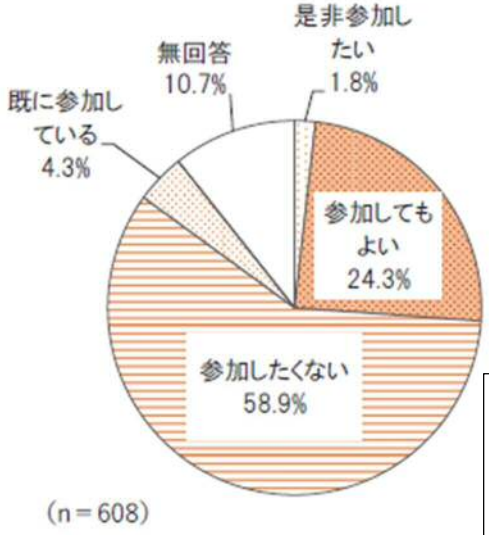

対象：65 歳以上の市民（認定者を除く）、65 歳以上の総合事業対象者、それ以外の要支援者
期間：令和元年 12 月中旬～令和２年１月
方法：郵送

図3-13 今後取り組んでいきたい社会活動や仕事（全体）
＜地域活動の世話役として参加意向がある人＞

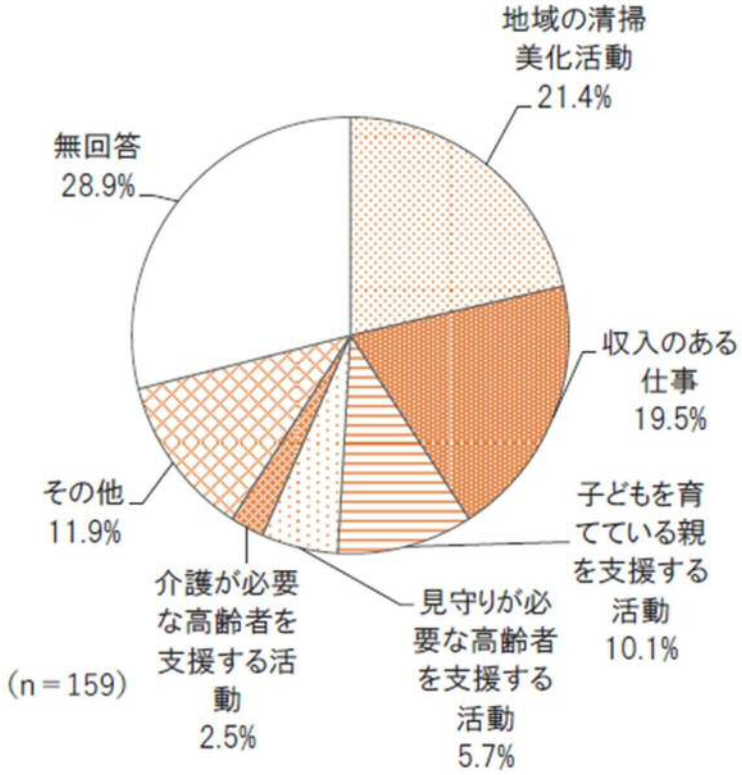

令和２年版　「人権教育・啓発白書」
令和元年度人権教育及び人権啓発施策　より抜粋

（法務省人権擁護局の資料による）

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
高齢者に対する暴行・虐待	432	437	363	319	251
高齢者福祉施設における人権侵害	82	57	40	42	31

◇外国人

（法務省人権擁護局の資料による）

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
外国人に対する差別待遇	85	57	84	62	72

◇性的指向・性自認

（法務省人権擁護局の資料による）

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
性的指向を理由とした人権侵犯	8	9	8	7	9
性自認を理由とした人権侵犯	16	6	18	12	8

法務省の HP より抜粋
（全国の法務局・地方法務局での人権相談件数）

平成31年・令和元年の相談件数

	性的指向に関するもの	性自認に関するもの
暴行虐待	5	4
差別待遇	48	109
強制強要	15	37

※性的指向又は性自認に関する相談は、この3つの統計項目以外に計上される場合もあります。

令和２年版　「人権教育・啓発白書」
令和元年度人権教育及び人権啓発施策　より抜粋

◇インターネット

（法務省人権擁護局の資料による）

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
インターネットに関する人権侵犯	1,736	1,909	2,217	1,910	1,985

【令和元年中の私事性的画像に関する相談等の中で、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」違反により 34 件検挙し、そのうち 31 件は、電子メールや SNS 等のインターネットを利用したものだった】

法務省「令和２年における『人権侵犯事件』の状況について（概要）
～法務省の人権擁護機関の取組～　より抜粋

【令和２年の主な特徴】
① 令和２年において，新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は９，５８９件，処理した人権侵犯事件の数は１０，００２件であった。
② インターネット上の人権侵害情報について，被害者からの申告等に基づき人権擁護機関からプロバイダ等に削除要請をした件数は５７８件で，過去最高となった（前年は，３９５件）。
③ 新型コロナウイルス感染症に関連して差別を受けたなどの人権侵犯事件は，１７５件であった。

「SNS 等に起因する被害児童の現状と対策」
（警察庁生活安全局少年課）　より抜粋

SNS等に起因する被害児童数の推移

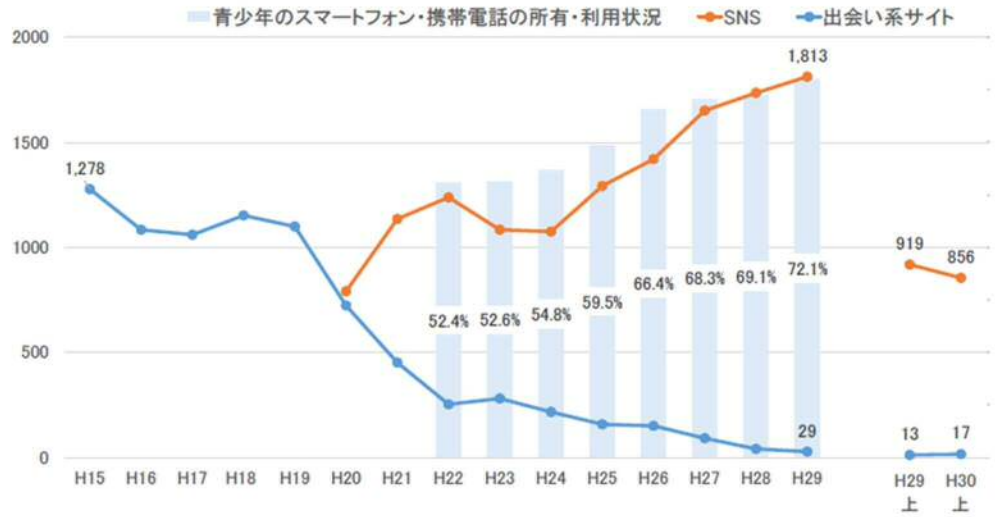

※ 青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況（統計数値）については、内閣府ホームページから引用

SNSに起因する被害児童数は近年増加傾向にあるが、平成30年上半期は前年同期比で減少した。

【SNS】 学職別の被害児童数の推移

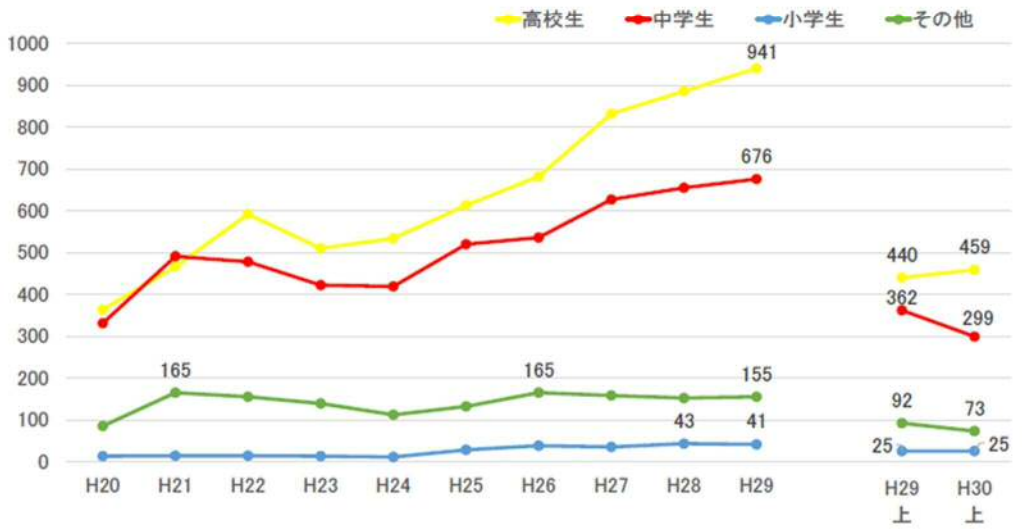

SNSに起因する被害児童数の学職別は、高校生・中学生共に近年増加傾向にあり、平成30年上半期も両者で約9割を占めた。平成30年上半期を見ると、中学生は前年同期比で減少した。

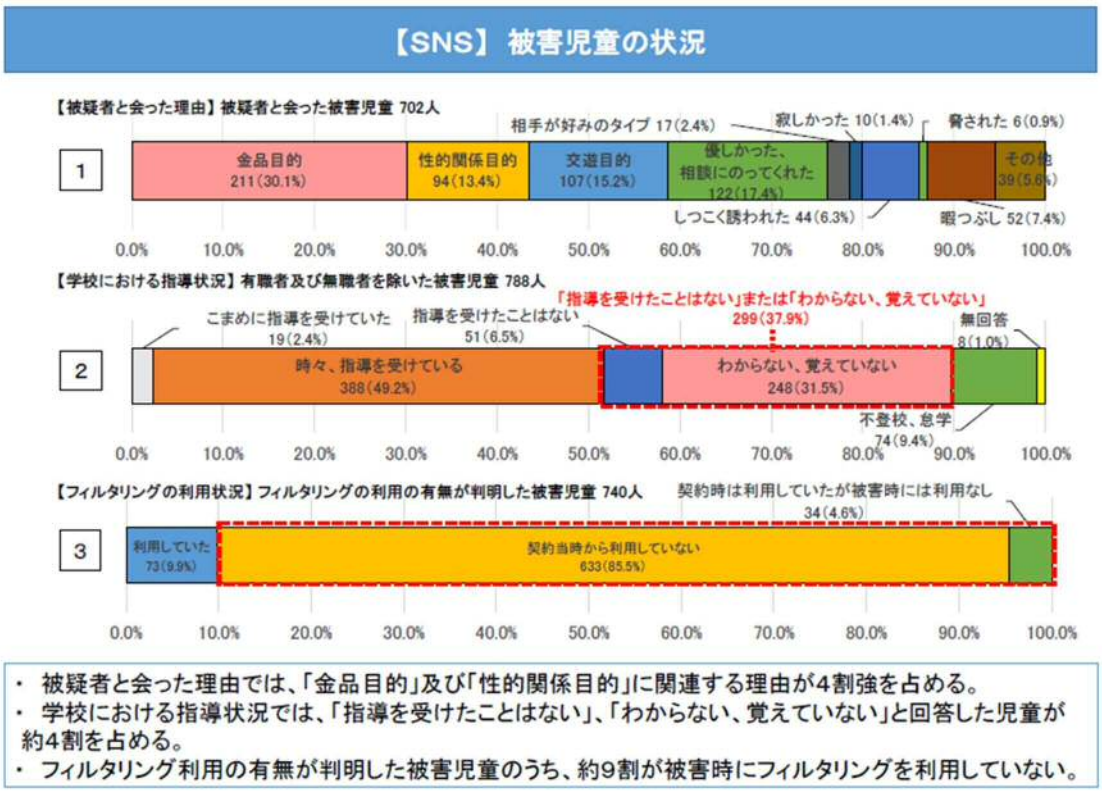

- 被疑者と会った理由では、「金品目的」及び「性的関係目的」に関連する理由が4割強を占める。
- 学校における指導状況では、「指導を受けたことはない」、「わからない、覚えていない」と回答した児童が約4割を占める。
- フィルタリング利用の有無が判明した被害児童のうち、約9割が被害時にフィルタリングを利用していない。

令和２年版　「人権教育・啓発白書」
令和元年度人権教育及び人権啓発施策　より抜粋

◇HIV 感染者等

（法務省人権擁護局の資料による）

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
HIV 感染者・ハンセン病患者に対する差別待遇	5	2	2	1	4

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について　令和３年８月 20 日現在」　より抜粋

◇新型コロナウイルス感染症

（参考）　都道府県別集計結果（累積）「新型コロナウイルスに関連した雇用調整の状況」（累積数）

		雇用調整の可能性がある事業所数	解雇等見込み労働者数
1	北海道	12,985	4,010
2	青森	1,873	1,669
3	岩手	1,893	880
4	宮城	1,537	2,739
5	秋田	219	1,566
6	山形	3,447	1,316
7	福島	1,833	1,659
8	茨城	746	2,019
9	栃木	3,320	1,576
10	群馬	3,455	1,613
11	埼玉	2,077	1,905
12	千葉	3,598	3,630
13	東京	48,742	24,171
14	神奈川	3,650	5,026
15	新潟	715	2,010
16	富山	1,024	1,211
17	石川	2,567	1,335
18	福井	3,855	1,022
19	山梨	521	917
20	長野	1,233	2,287
21	岐阜	2,562	2,525
22	静岡	4,214	2,423
23	愛知	2,395	6,164
24	三重	4,575	1,202
25	滋賀	1,616	867
26	京都	1,538	1,772
27	大阪	1,158	10,362
28	兵庫	2,076	3,384
29	奈良	219	752
30	和歌山	333	550
31	鳥取	1,225	595
32	島根	649	811
33	岡山	1,441	1,503
34	広島	1,086	3,741
35	山口	493	998
36	徳島	433	109
37	香川	412	509
38	愛媛	433	1,028
39	高知	1,725	476
40	福岡	410	1,967
41	佐賀	184	1,088
42	長崎	136	1,988
43	熊本	239	524
44	大分	177	638
45	宮崎	2,472	1,258
46	鹿児島	706	1,599
47	沖縄	355	2,261
	合計	132,552	113,655

※都道府県労働局・ハローワーク管内の事業所から寄せられた相談・報告等による集計であり、同管外における情報も含まれることに留意が必要。

「法務省の人権擁護機関における人権相談等の取組について」　より抜粋

新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談の状況（相談件数）

◎人権相談件数の比較（数値は，いずれも速報値）

・令和２年３月の人権相談件数　１３，４６９件
うち新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談件数　１６４件
※国外からの入国者，外国人，クラスターが発生した施設の利用者等に対する警戒感に基づく漠然とした感染不安に起因する事案が見られる

・令和２年８月の人権相談件数　１４，３４０件
うち新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談件数　２３２件
※自分や周囲の者が感染したとの情報が拡散して被害を受けたとする事案が多く見られる

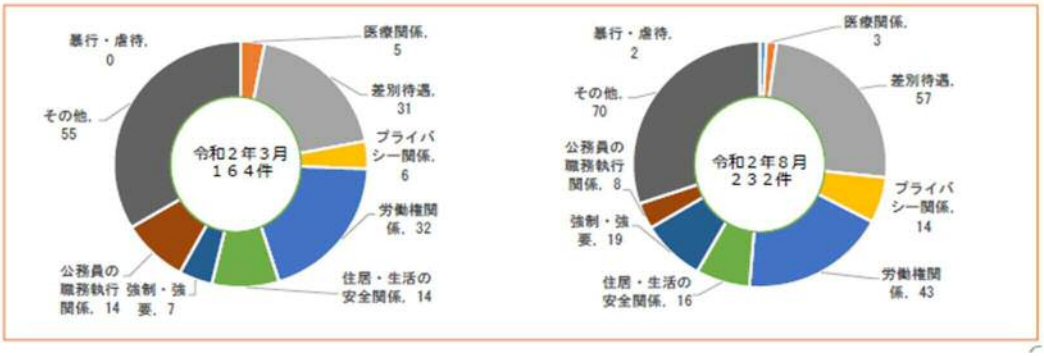

法務省「令和２年における『人権侵犯事件』の状況について（概要）
～法務省の人権擁護機関の取組～　より抜粋

２　令和２年における人権侵犯事件の動向について

(1)　新規救済手続開始件数について

令和２年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始した新型コロナウイルス感染症に関する人権侵犯事件は，１７５件であった。

なお，このうち，差別待遇事案が７４件で４２．３％を占めており，次いでプライバシー事案が４１件，労働権関係事案が３２件となっている。

(2)　処理件数について

令和２年中に法務局・地方法務局において処理した新型コロナウイルス感染症に関する人権侵犯事件は，１５１件であった。

処理内訳別にみると，「援助」が１２４件で８２．１％を占めており，次いで「調整」が４件，「要請」が３件，「啓発」が３件となっている（このほか，「侵犯事実不明確」が１８件）。

令和２年版　「人権教育・啓発白書」
令和元年度人権教育及び人権啓発施策　より抜粋

◇犯罪被害者等

（法務省人権擁護局の資料による）

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
犯罪被害者等に関する人権侵犯	6	4	7	8	6

◇東日本大震災に伴う人権問題

（法務省人権擁護局の資料による）

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
東日本大震災に起因する人権侵犯	12	5	5	1	0

◇部落差別（同和問題）

（法務省人権擁護局の資料による）

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
えせ同和行為に関する相談件数	18	25	23	14	5

◇ホームレス

（法務省人権擁護局の資料による）

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
ホームレスに対する人権侵犯	1	3	1	1	3

◇アイヌの人々

（法務省人権擁護局の資料による）

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
アイヌの人々に対する差別待遇	0	0	0	0	0

◇刑を終えて出所した人

（法務省人権擁護局の資料による）

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
刑を終えた人に対する差別待遇	9	15	8	10	11

◇北朝鮮当局によって拉致された被害者等

（法務省人権擁護局の資料による）

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0	2	0	0	0

◇人身取引（性的サービスや労働の強要等）

（法務省人権擁護局の資料による）

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
人身取引に関する人権侵犯	1	0	0	0	0

人権に関する市民意識調査
クロス集計（参考）

問２－１　次のうちどのようなことで人権を侵害されましたか。（該当するものすべてに○）　【年代別】

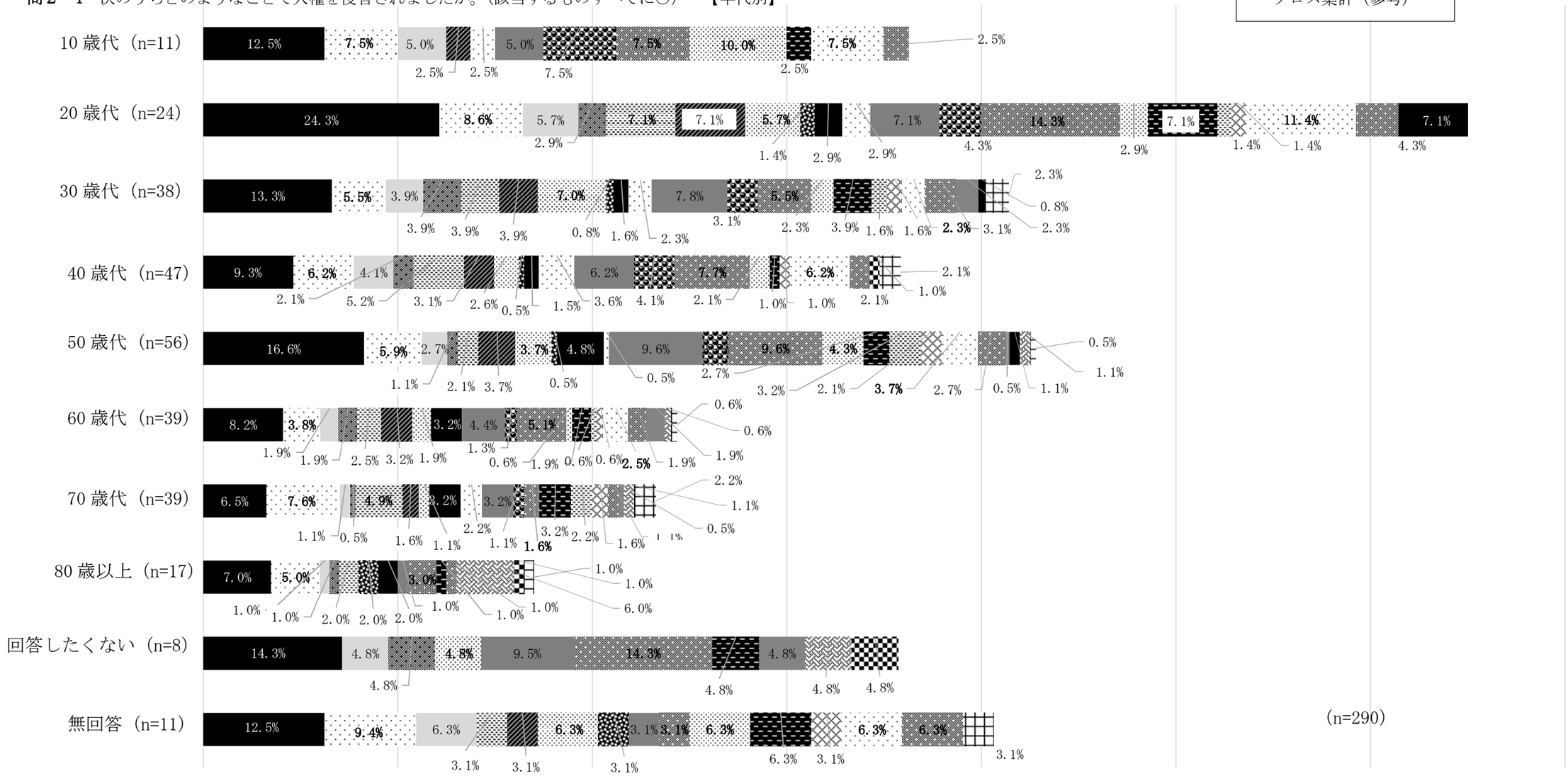

■あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
■暴力、強迫、強要（社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された）
■悪臭・騒音などの迷惑行為
■使用者による時間外労働の強制などの不当な待遇
■公務員による不当な取扱
■職場での嫌がらせ
■学校でのいじめ
■プライバシーの侵害
■出身地、家柄などに関すること
■障がいに関すること
■新型コロナウイルス感染症に関すること
■わからない
■その他
名誉・信用の毀損、侮辱
■ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）
■差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分などにより、就職や結婚などの社会生活の上で不平等又は不利益な取扱をされた）
■社会福祉施設などでの施設職員からの不当な取扱
地域社会での嫌がらせ
■セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）
■インターネット・SNS上での嫌がらせ
■職業に関すること
■容姿や身体的特徴に関すること
■エイズ、HIV、ハンセン病などに関すること
■性的マイノリティに関すること
■答えたくない

問２－1　次のうちどのようなことで人権を侵害されましたか。（該当するものすべてに○）　【性別】

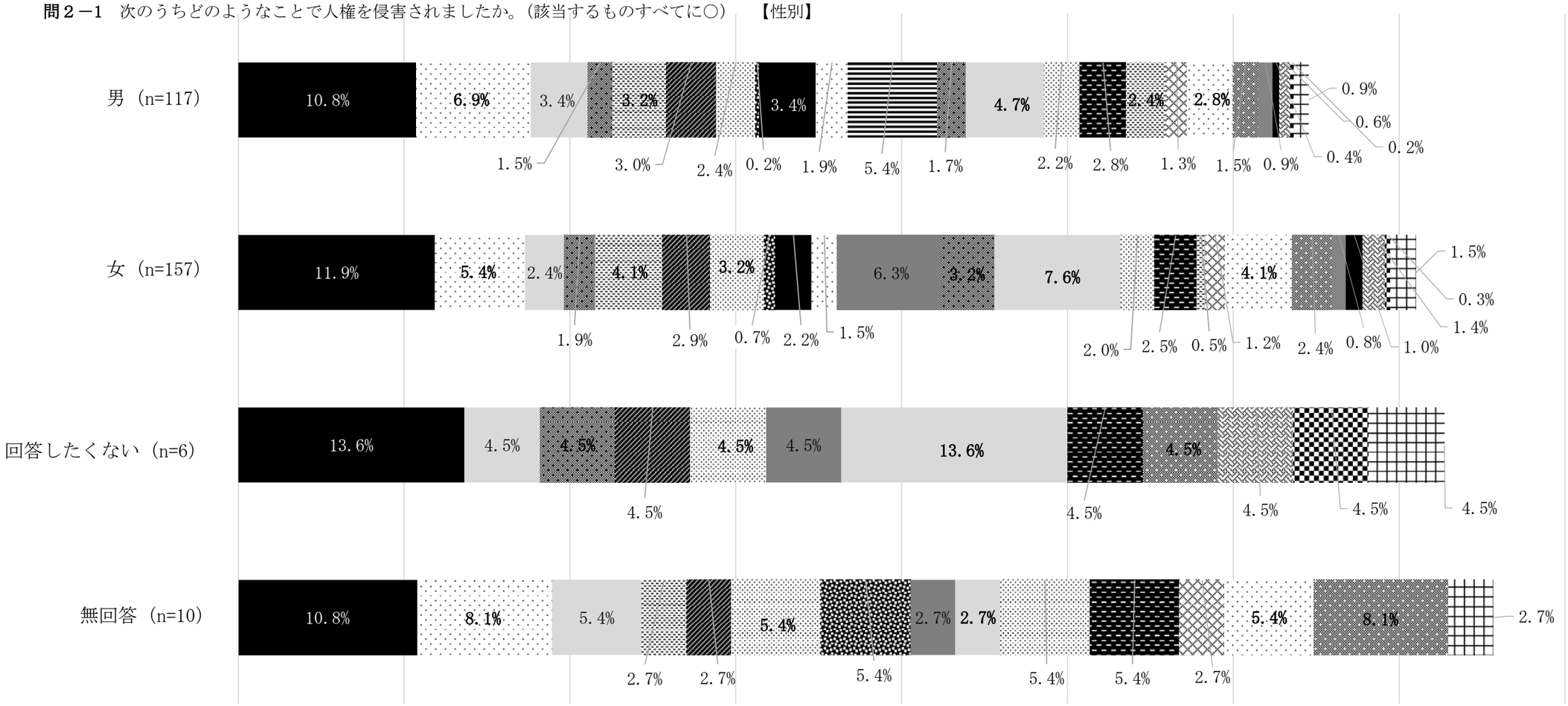

■あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
■暴力、強迫、強要（社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された）
■悪臭・騒音などの迷惑行為
■使用者による時間外労働の強制などの不当な待遇
■公務員による不当な取扱
■職場での嫌がらせ
■学校でのいじめ
■プライバシーの侵害
■出身地、家柄などに関すること
■障がいに関すること
■新型コロナウイルス感染症に関すること
■わからない
■その他
■名誉・信用の毀損、侮辱
■ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）
■差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分などにより、就職や結婚などの社会生活の上で不平等又は不利益な取扱をされた）
■社会福祉施設などでの施設職員からの不当な取扱
■地域社会での嫌がらせ
■セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）
■インターネット・SNS上での嫌がらせ
■職業に関すること
容姿や身体的特徴に関すること
■エイズ、HIV、ハンセン病などに関すること
■性的マイノリティに関すること
■答えたくない

問４－1　次のうちどのようなことで人権を侵害をしてしまったと思いますか、または、侵害してしまったかもしれないとおもいますか。（該当するものすべてに〇）　【年代別】

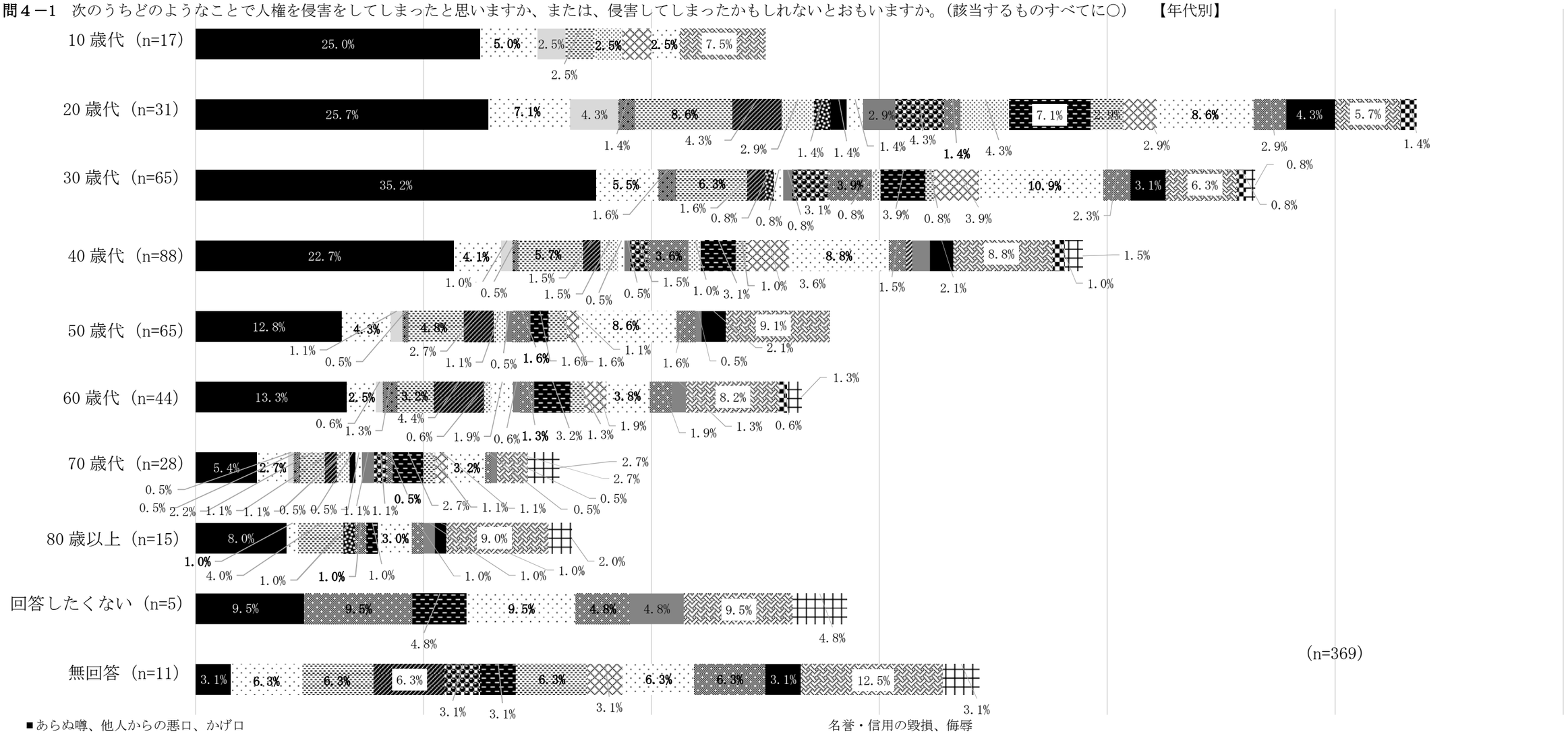

■あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
■暴力、強迫、強要（社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをさせたり、権利の行使を妨害した）
悪臭・騒音などの迷惑行為
時間外労働の強制などの不当な待遇
■公務員としての不当な取扱
■職場での嫌がらせ
学校でのいじめ
プライバシーの侵害
出身地、家柄などに関すること
障がいに関すること
■新型コロナウイルス感染症に関すること
わからない
その他
名誉・信用の毀損、侮辱
ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーへの暴力）
差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分などにより、就職や結婚などの社会生活の上で不平等又は不利益な取扱をした）
社会福祉施設などでの施設職員としての不当な取扱
地域社会での嫌がらせ
セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）
インターネット・SNS上での嫌がらせ
職業に関すること
容姿や身体的特徴に関すること
エイズ、HIV、ハンセン病などに関すること
■性的マイノリティに関すること
答えたくない

問４－1　次のうちどのようなことで人権を侵害をしてしまったと思いますか、または、侵害してしまったかもしれないとおもいますか。（該当するものすべてに〇）　【性別】

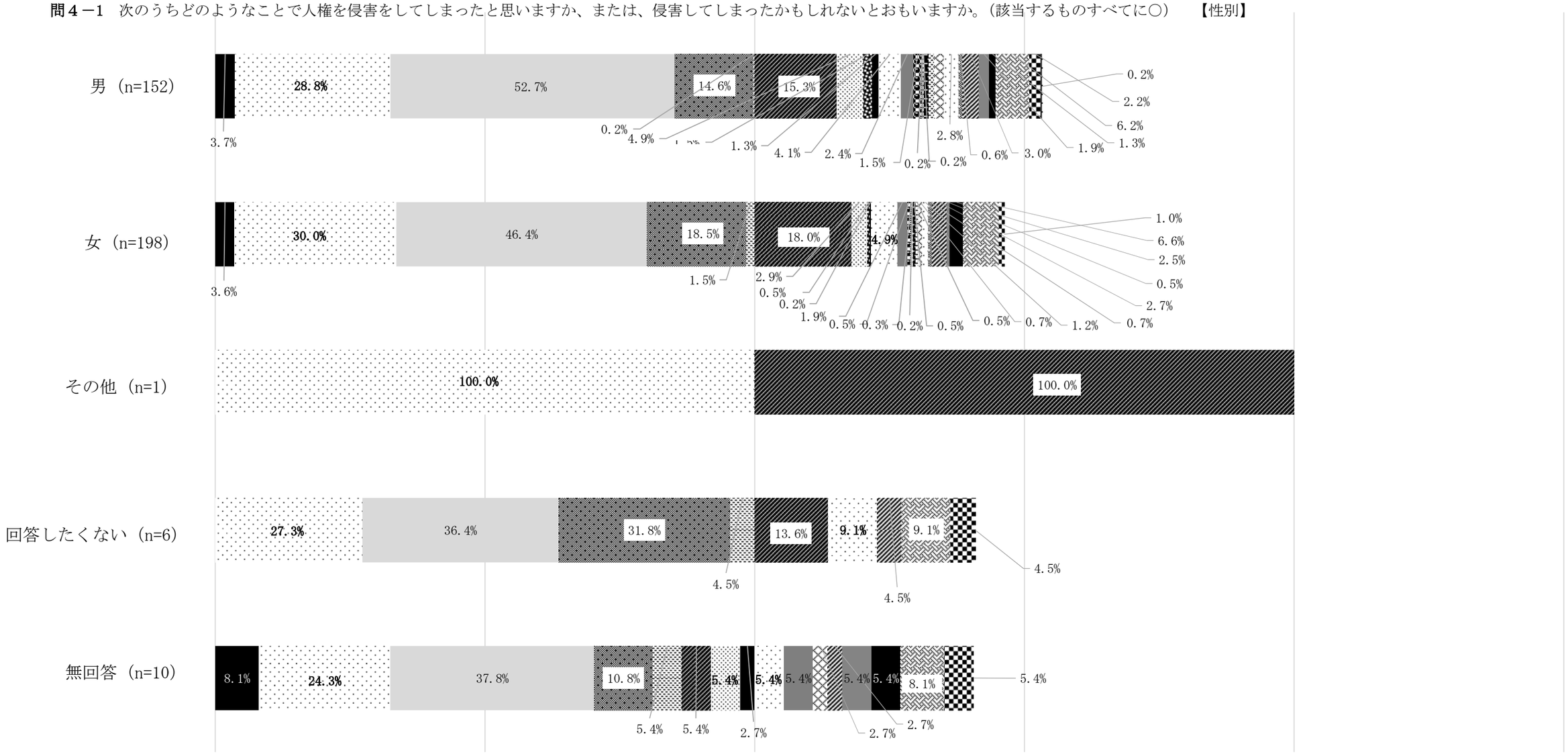

■あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
■暴力、強迫、強要（社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをさせたり、権利の行使を妨害した）
■悪臭・騒音などの迷惑行為
■時間外労働の強制などの不当な待遇
■公務員としての不当な取扱
■職場での嫌がらせ
■学校でのいじめ
■プライバシーの侵害
■出身地、家柄などに関すること
■障がいに関すること
■新型コロナウイルス感染症に関すること
■わからない
■その他
■名誉・信用の毀損、侮辱
■ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーへの暴力）
■差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分などにより、就職や結婚などの社会生活の上で不平等又は不利益な取扱をした）
■社会福祉施設などでの施設職員としての不当な取扱
■地域社会での嫌がらせ
■セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）
■インターネット・SNS上での嫌がらせ
■職業に関すること
■容姿や身体的特徴に関すること
■エイズ、HIV、ハンセン病などに関すること
■性的マイノリティに関すること
■答えたくない